

大規模災害からの復興に関する法律

(平成25.6.21) 最近改正 平成29.6.2 法45号

1. 大規模災害からの復興に関する法律について

この法律は、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るために特別の措置について定めたもので、平成25年4月12日以降に発生した災害に適用されます（附則2条）。

特定大規模災害の復興のための法律ですから、都市計画のみならず農地、港湾、道路、空港、海岸、地すべり区域、下水道、河川、急傾斜地、森林、公園、地籍調査、不動産登記など広範囲にわたっていろいろな法令との関係が出てきます。

2. 用語の説明（法第2条）

この法律で使われる主な用語の意味は、次の通りです。

(1) 特定大規模災害	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものを言う。
(2) 復興基本方針	政府が定める特定大規模災害からの復興のための施策に関する基本的な方針であって、この法律の規定（第8条）により定められたものをいう。
(3) 復興計画	市町村が作成する特定大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るための市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の事業の実施を通じた当該地域の復興に関する計画であって、この法律の規定第10条により作成されたものをいう
(4) 特定被災市町村	次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村をいう。 ① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域 ② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。） ③ 前2号に掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、前2号に掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域 ④ 前3号に掲げる地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域
(5) 特定被災都道府県	特定被災市町村を包括する都道府県をいう。

3. 復興計画の作成（法第10条）

大規模災害を受けた地域について、重要となる復興計画は、特定被災市町村が、復興基本方針特定被災都道府県が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができます。

4. 届出対象区域の指定（法第28条第1項～第3項）

特定被災市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定ことができ、指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示します。

この区域指定の効力は、公示によって生じます。

5. 重要事項説明（法第28条第4項及び第5項）

届出対象区域内においては、次の第28条第4項、第5項に該当するときは、事前に市町村長に届け出なければならないことの説明が必要です。

第28条（届出対象区域内における建築等の届出等）

4. 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を特定被災市町村に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
 - 1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 3 国又は地方公共団体が行う行為
 - 4 復興整備事業の施行として行う行為
5. 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。